〇〇町内会等会則

（名称及び事務所）

第１条　この会は、「　　　　町内会（自治会）」と称し、事務所を○○○におく。

（区域）

第２条　この会の区域は、土浦市　　　町の全域とする。

（目的）

第３条　この会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、生活環境の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　この会は、前条の目的を達成するため、公共諸団体との連絡調整を図りながら、次の事業を行なう。

（１）会員相互の親睦と福利厚生に関すること

（２）生活環境の改善に関すること

（３）生活文化の向上に関すること

（４）共同施設の利用、管理に関すること

（５）回覧等による会員への情報提供

（６）防災、防火、交通安全、防犯に関すること

（７）その他この会の目的達成に必要なこと

（会員）

第５条　この会は、第２条に定める区域の居住者世帯をもって構成する。

２　この会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする事業所、団体は賛助会員とする。

（役員及び任期）

第６条　この会に、役員をおく。

（１）会　長　　１名　　　　（２）副会長　　名

（３）書　記　　　名　　　　（４）会　計　　名

（５）会計監査　　名　　　　（６）評議員（理事）　　名

（７）班　長　　名

２　役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

３　役員はその任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

４　補欠の場合は、役員会で選出することができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の選任）

第７条　役員は、総会において選出する。

（役員の職務）

第８条　役員の職務は次のとおりとする。

（１）会長は、この会を代表し会務を総理する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（３）書記は、会議を記録し、必要に応じて会の内外へ広報を行なう。

（４）会計は、会計事務に従事し、この会の財務を担当する。

（５）会計監査は、会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

（６）評議員（理事）は、第４条の事業を推進するための企画・運営・執行の業務を分掌する。

（７）班長は、会員の意思を会に反映するとともに、会費等の集金、その他連絡事項を処理する。又、各事業部員となり事業の推進に参加する。

（相談役）

第９条　この会に相談役を置くことができる。

２　相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

３　相談役は、会の相談に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

（会議）

第１０条　この会の会議は、総会、役員会、評議員会（理事会）とし、会長が招集する。

２　総会はこの会の最高議決機関であり、当該年度終了後３か月以内（毎年　　月まで）に開催する。

３　臨時総会は、会員の５分の１以上の請求があったとき、又は役員会において、総会開催の議決があったときに会長が招集する。

４　役員会、評議員会（理事会）は必要に応じ、会長が招集する。

（審議決定事項）

第１１条　会議の審議決定事項は、次のとおりとする。

２　総会は、次の事項を審議決定する。

（１）事業計画及び収支予算の承認

（２）事業報告及び収支決算の承認

（３）会則の改正

（４）その他会の重要事項

３　役員会は、次の事項を審議決定する。

（１）事業計画、予算決算に関すること

（２）会則に関すること

（３）細則に関すること

（４）その他必要事項

４　評議員会（理事会）は、次の事項を審議する。

（１）事業の推進に関すること

（２）役員会に付議する事項

（３）その他必要事項

(会議の成立要件及び議長)

第１２条　総会は、会員の２分の１以上の出席をもって、役員会・評議員会（理事会）は構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。

２　総会の議長は、会員の中から選出し、役員会及び評議員会（理事会）は会長が議長となる。

（議決権及び表決権）

第１３条　会議における議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

２　会員は、会議おいて各々１箇の表決権を有する。

３　会員は、やむを得ない理由のために会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合における第１２条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（経費）

第１４条　この会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

（会費）

第１５条　この会の会費は、次のとおり定める。

（１）会員の会費は、月　　　　円とする

（２）賛助会員の会費は、月　　　　円とする

２　会費は、各班において班長が集金し、会計に納入する。

（会計及び関係帳簿の整理）

第１６条　この会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

（１）会　　則

（２）会員名簿

（３）役員名簿

（４）財産目録

（５）収入支出に関する帳簿及び証拠書類

（６）総会及び役員会等の議事に関する書類

（７）その他必要な書類及び帳簿

（会計年度）

第１７条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（個人情報保護の取扱い）

第１８条 本会が町内会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱要綱」に定め、適正に運用するものとする。

　　　附　則

１　この会則施行のため必要な細則は、役員会の議決を得て会長が定める。

２　この会則は、令和　　年　　月　　日から施行する。